

川崎市告示第161号

指定一般相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人はぐるまの会	はぐるま支援センター	神奈川県川崎市多摩区中野島3-15-3フォレストガーデン204号室	地域移行支援	令和7年3月31日	1435400419
社会福祉法人はぐるまの会	はぐるま支援センター	神奈川県川崎市多摩区中野島3-15-3フォレストガーデン204号室	地域定着支援	令和7年3月31日	1435400419